

2019年4月22日

株主各位

大阪市北区中崎西二丁目4番12号
梅田センタービル25階
ロングライフホールディング株式会社
代表取締役社長 遠藤 正一

譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2019年3月15日開催の当社取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 145,600株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式1株につき 金339円
4. 給付金額の総額	金49,358,400円
5. 現物出資財産の内容及び価額	2019年3月15日開催の当社取締役会決議に基づき、下記6.記載の当社の従業員13名並びに当社子会社の執行役員6名及び従業員709名に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金49,358,400円（処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金339円）を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の従業員 13名 2,600株 当社子会社の執行役員 6名 1,200株 当社子会社の従業員 709名 141,800株
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2019年5月15日

以上